

令和2年1月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 岡部佳彦

令和元年(ワ)第258号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和元年11月28日

判 決

C-1st

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区大手町2丁目3番1号

被 告 日 本 郵 便 株 式 会 社

同代表者代表取締役 米 澤 友 宏

同訴訟代理人弁護士 石 川 哲 夫

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、郵便配達員が、原告が居眠りをしている間に、脅迫の意図をもって、無断で原告の自宅(以下「原告宅」という。)に侵入してゆうパックを置き去り、そのゆうパックの配達証に原告の受取サインを偽造したこと、原告が沼田郵便局の局員に対して上記配達証を原告宅に持参するように求めたところ、同局員が虚偽の理由を述べてこれを拒否するなどしたこと、さらに、原告が被告本社の社員らに対して上記郵便配達員らの氏名などの開示を求めたにもかかわらず、上記社員らがこれを拒否するなどしたことにより、原告が著しい恐怖と屈辱などの精神的被害を被った旨を主張して、上記郵便配達員らの雇用主である被告に対し、民法715条に基づき、一部請求として、慰謝料10万円の支払を求

めた事案である。

2 前提事実

(1) 被告は、郵便局を設置し、郵便法の規定による郵便の業務等を営むことを目的とする株式会社である（弁論の全趣旨）。

(2) 平成29年4月5日午後0時10分頃、月夜野郵便局の配達担当者は、受取人を原告、差出人を根本農園有限会社（千葉県印西市所在）とする、種子在中のゆうパック（以下「本件ゆうパック」という。）を、原告肩書住所地にある原告宅に配達しに行ったが、不在であったため、再配達受付連絡先などが記載された「ゆうパックご不在連絡票」（甲2、以下「本件連絡票」という。）を置き、本件ゆうパックを郵便局に持ち帰った（弁論の全趣旨）。

(3) 本件連絡票を見た原告は、平成29年4月5日当日の午後6時から午後8時までの時間帯に本件ゆうパックを再配達するよう、電話で依頼したところ、当時月夜野郵便局で勤務していた齋藤課長代理（以下「齋藤配達員」という。）が、本件ゆうパックを再配達するため、原告宅を訪れた（甲3、弁論の全趣旨）。

(4) 本件ゆうパックの配達証（以下「本件配達証」という。）の記載内容は、別紙1のとおり（ただし、「C-甲3号書証」、「~~偽~~→」、「~~真~~ 今井豊」との記載部分を除く。）であり、摘要欄の右横に原告の署名（以下、この原告の署名を「本件受取サイン」という。）がある（甲3、弁論の全趣旨）。

(5) 原告宅の玄関付近の状況は、別紙2のとおりである（甲6、弁論の全趣旨）。

3 原告の主張

(1) 齋藤配達員による住居侵入及び脅迫

ア 齋藤配達員は、平成29年4月5日午後8時頃、原告への無言の脅迫の意図をもって、事前にネットで知り得た情報により、原告が縁端で居眠り中であることを承知の上で、原告宅を訪れ、また、曇りガラス越しに原告が睡眠中であることを確認した上で、故意に社会通念上当然の声掛けをせず、

郵便配達員としての職務である郵便物の配達を装って、原告に無断で玄関の引き戸を開け、居間に忍び込み、原告が無意識である間にその枕元に本件ゆうパックを置き去り、「我々はいつでもこのようにお前の不意を突いて侵入し、お前の叔母のように生命を奪えるのだよ。」という無言の脅迫をし、原告の生命に対する害意を示した。

原告には、本件ゆうパックの配達を受けた覚えはない。

イ 原告は、この住居侵入により著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被っており、これを慰謝するには500万円を要するところ、今回はそのうち2万円を請求する。

また、原告は、この脅迫により著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被っており、これを慰謝するには500万円を要するところ、今回はそのうち2万円を請求する。

(2) 齋藤配達員による偽造

ア 齋藤配達員は、原告宅に侵入後まもなく、沼田郵便局内において、本件ゆうパックの配達証（本件配達証）に、黒色ボールペンで原告の筆跡を真似て「今井豊」と記入して本件受取サインを偽造し、もって本件ゆうパックの配達を正当に完了したかのように装った。

原告には、本件配達証にサインをした覚えはない。原告は、直前の出来事を一切忘れるほど呆けてはいない。原告は、ほろ酔い気分で、ストーブのそばでうとうととしていただけである。

自分の筆跡は自分でわかるものであるが、本件受取サインは、原告の自署によるものではない。原告の書く字はクセ字であり、筆圧が非常に強いので、筆記体の場合、簡単に真似できない。原告は、受取のサインを、本件受取サインのような楷書体で書くこともない。

原告が問い合わせたところ、齋藤配達員は、原告が原告宅のこたつの上のボールペンでサインをしたと述べたが、郵便配達に限らず、どの配達業

者も例外なく配達員が自らのペンを差し出して受取のサインをさせるし、原告宅のこたつの上にあったのは三色ボールペンであり、青色のインクが出るようにセットされていたにもかかわらず、本件受取サインは黒色ボールペンで記載されているから、斎藤配達員の供述は虚偽である。

5 イ 原告は、この偽造により著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被っており、これを慰謝するには500万円を要するところ、今回はそのうち2万円を請求する。

(3) 大藤副部長による告訴の妨害及び犯人隠避

10 ア 沼田郵便局の大藤副部長は、平成29年4月6日午後6時頃、原告からの電話で、斎藤配達員の住居侵入に関する現場検証に必要なので、本件配達証を直ちに原告宅まで持参して欲しいと要請されたのに、「一旦回収された配達証は絶対に局外に持ち出せない規則である。」旨の虚偽を述べ、斎藤配達員の犯行が罰金以上の罪状であることを知りながら、同人をしてその処罰を免れさせるために、隠蔽の意図をもって、原告の要請を拒否し、
15 現場検証を妨害し、犯人を隠避した。

原告は、平成29年4月7日、大藤副部長に対して、電話で、前日の回答の法的根拠の提示を要請したところ、大藤副部長は、「少々お時間をください。」と保留したが、その後返事をせず、原告が、同年10月30日、電話で、改めてこの返事を催促したところ、答えようとせず、同年4月7
20 日の約束に反し、説明責任を放棄した。

イ 原告は、大藤副部長の上記の行為により、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被っており、これを慰謝するには1500万円を要するところ、今回はそのうち2万円を請求する。

(4) 被告本社の社員らによる告訴の妨害及び犯人隠避

25 ア 沼田郵便局の氏名不詳の男性局員は平成31年4月3日に、被告本社の氏名不詳の女性社員は同月11日に、被告本社の社員カドノは令和元年5

月7日に、沼田郵便局の氏名不詳の女性局員は同月8日に、原告との通話において、それぞれ、原告の訴えから斎藤配達員の私文書偽造罪、住居侵入罪及び脅迫罪、大藤副部長の犯人蔵匿罪が極めて強く感じられる状況にありながら、原告の訴えや斎藤配達員及び大藤副部長の氏名の開示要請を根拠なく無視し、斎藤配達員及び大藤副部長を隠避し、告訴を妨害し、説明責任を放棄した。

イ 原告は、被告本社の社員らの上記の行為により、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被っており、これを慰謝するには6000万円（1500万円×4人）を要するところ、今回はそのうち2万円を請求する。

4 被告の主張

(1) 平成29年4月5日の再配達状況

斎藤配達員は、平成29年4月5日午後7時頃、本件ゆうパックの再配達のため、原告宅を訪問した。斎藤配達員は、原告宅に到着すると、玄関の引き違い戸の右側の戸の前に立ち、「ごめんください。」と声掛けを実施した。一度声掛けしても返事がなかったため、斎藤配達員は再度声掛けを実施したところ、しばらくして左側の戸が開き、原告が姿を現した。斎藤配達員が、原告に対し、本件ゆうパックを届けに来た旨を伝え、本件配達証への署名を求めたところ、原告は、こたつの上に置いてあったボールペンを持ち出し、本件配達証にフルネームで署名（本件受取サイン）をした。そして、原告が、斎藤配達員に対して本件配達証を渡し、本件ゆうパックを受け取ると、屋内へ戻って行ったため、斎藤配達員は、原告宅を後にした。

(2) その後の対応状況

平成29年4月6日、原告が月夜野郵便局に電話をし、強い口調で、「配達証を偽造しただろう。」「配達証を持ってこい。」と言ったため、この電話に対応した斎藤配達員は「偽造するようなことはしていない。」「配達証は沼田郵便局にあり、こちら（月夜野郵便局）では対応できない。」旨を回答した。

すると、原告は「法廷で会いましょう。」と一方的に言って電話を切った。さらに同日、原告は沼田郵便局に電話をし、大藤副部長が対応をしたところ、大藤副部長に対し、「配達証にサインをした覚えはない。」と言い、「配達証を自宅まで持ってきてほしい。」と要求したが、大藤副部長は、電話では本人確認もとれないため、「みだりに局外に個人情報を持ち出せないので、窓口にお越しいただきたい。」旨を回答した。

平成29年4月7日午前中、原告が沼田郵便局に来て、本件配達証の閲覧を要求したことから、窓口担当者は、原告に本件配達証(写)を閲覧させた。その際、原告が威圧的な態度であったため、沼田郵便局から警察に通報をし、原告は臨場した警察官と共に退出した。同日、さらに、原告が沼田郵便局に電話をし、「配達証を局外に持ち出せない理由について法的根拠を示してほしい。」旨の要求をしたが、この電話に対応した大藤副部長は「これ以上お話しすることはない。」旨を回答した。

平成29年10月30日、原告が大藤副部長宛てに電話をし、大藤副部長が対応した。

平成30年2月5日、沼田警察署から沼田郵便局に対して「原告が告訴を検討している。当時の状況確認のため配達証等の提出をお願いしたい。」旨の連絡があった。同月7日、沼田警察署から「捜査関係事項照会書」が提出されたため、同月14日、被告は、月夜野郵便局名義をもってこれに回答し、本件配達証の写しも沼田警察署に提出した。

平成31年4月11日及び令和元年5月7日、原告が被告本社の社会貢献・CS推進室に電話をし、被告本社の社員が対応した。

- (3) 以上のとおり、斎藤配達員は、原告宅への無断侵入をしたことも、本件配達証の原告の署名を偽造したこともないし、大藤副部長をはじめとする被告の社員が、違法な隠蔽を行ったこともない。被告は、原告の告訴に関する警察からの捜査協力要請に対しても適切に対応しており、告訴の妨害などの事

実も一切ない。

なお、配達証の保存期間は1年であり、本件配達証は保存期間の経過により廃棄済みであるため、本件訴訟において、その原本を書証として提出することはできない。

5 第3 当裁判所の判断

1 齋藤配達員による住居侵入、脅迫及び偽造について

(1) 原告は、平成29年4月5日、本件ゆうパックの配達を受けたこと及び本件配達証にサインをしたことに覚えがないことから、齋藤配達員が、脅迫目的で、原告宅に侵入し、本件受取サインを偽造した旨を主張する。

10 (2) 原告は、本人尋問において、原告が、毎日、夕方から午前0時頃に就寝するまでの間に25度の焼酎を10倍くらいに薄めたお湯割りをコーヒーカップで10杯程度を飲んでいること、平成29年4月5日の午後5時ないし午後6時頃から、原告宅の玄関土間から居間への縁端で、本件ゆうパックの再配達を待ちながら、つまみを食べつつ、上記と同様の濃度の焼酎のお湯割りを
15 コーヒーカップで2、3杯飲んでいたが、玄関土間に設置したストーブを点けていたため、暖かくなって気持ちがよくなり、縁端に沿って身体を横たえ、眠ってしまったこと、目覚めると原告の枕元（玄関土間側）に本件ゆうパックがあったが、これを受け取った記憶がないため、不審に思い、時刻を確認すると午後8時過ぎであったこと、原告宅の玄関には鍵が設置されているものの、その頃は鍵を掛ける習慣がなく、再配達を待つという意識があったことから、施錠していなかったと思うこと、同日、玄関の外から声掛けを
20 され、目を覚ましたという記憶はないことなどを述べた。

上記の原告の供述内容からすると、齋藤配達員が本件ゆうパックの再配達のために原告宅を訪れた際、原告は飲酒の上でうたたねをしていたというのであるから、原告が酒に酔っていた可能性を否定できず、そうすると、齋藤
25 配達員の声掛けにより、一度は目を覚ました原告が、齋藤配達員から本件ゆ

うパックを受け取ったものの、その後再び眠りこんでしまい、次に目を覚ましたときには、斎藤配達員から本件ゆうパックを受け取ったことを覚えていなかったということも十分に考えられる。したがって、原告に本件ゆうパックの配達を受けた覚えがないというだけでは、斎藤配達員が、原告宅に無断で侵入したとまでは認められるものではない。

(3) 原告は、本件受取サインが原告の筆跡によるものでないと主張し、これを立証するために、令和元年5月23日付け書面による筆跡鑑定の申立てをしたものの、鑑定費用の予納する必要がある旨の説明を受けた後の本件第4回口頭弁論期日において、上記申立てを撤回したことは当裁判所に顕著である。

そこで、他の証拠等から本件受取サインが原告の筆跡によるものか否かを検討するに、甲第3号証の最終行にある「(真) 今井豊」との手書きの文字は、原告が自ら記載した文字であると認められるところ、これらの文字は一画ずつ丁寧に書かれており、崩した書体でやや乱雑に書かれた本件受取サインとは異なる印象を受けるが、よく見ると、線のはね方などからうかがわれる筆順は共通している上、文字全体のバランスは似通っていると認められる。また、原告は、本件第4回口頭弁論期日において実施された原告本人尋問に先立って、宣誓書及び出頭カードにそれぞれ「今井豊」と自署しているところ、これらの自署の「豊」の字の「豆」の部分、本件受取サインの「豊」の字の「豆」の部分と、その崩し方の特徴がよく似ていると認められる。これらの事実からすると、本件受取サインが原告の筆跡によるものではないとは断じ得ない。

さらに、原告は、被告において、斎藤配達員の説明に基づいて、原告がこたつの上のボールペンを使用して本件受取サインをしたと主張する点について、本件受取サインは黒色ボールペンで記載されたものであり、こたつの上の三色ボールペンは青色のインクが出るようになっていたから、斎藤配達員の説明は虚偽である旨を主張する。しかし、モノクロでコピーされた甲第3

号証からは、本件受取証の原本に記載された本件受取サインが黒色インクによるものか、青色インクによるものかを判別することはできず、弁論の全趣旨によれば、本件配達証の原本は保存期間の経過により廃棄されたと認められるから、今となつては本件受取サインが黒色インクによるものか、青色インクによるものかを客観的に明らかにすることはできない。しかも、原告本人尋問の結果によれば、原告宅のこたつの上に置かれていた三色ボールペンは、赤、青、黒のいずれの色のインクも使用できる状態であったと認められるから、本件受取サインが黒色インクによるものか、青色インクによるものが判明すれば、それだけで齋藤配達員の説明が虚偽であるか否かが決まるというものでもない。そして、一般に、郵便配達員が、配達物の受取のサインを求める際、所携のボールペンを差し出すこともあるが、受取人においてそれ以外の筆記用具を用いてサインすることが許されないものではないことからすると、原告が、こたつの上のボールペンを使用して本件受取サインをしたとしても不合理ではない。そうすると、齋藤配達員が、原告がこたつの上のボールペンを使用して本件受取サインをしたと説明していることが、虚偽であるとはいえず、この点に関する原告の主張は採用できない。

したがって、本件受取サインが原告の筆跡によるものでないとは認められない。

(4) 以上検討したところによれば、齋藤配達員による原告宅への無断侵入や本件受取サインの偽造の事実認められず、また、齋藤配達員による原告に対する無言の脅迫の事実も認められない。

2 大藤副部長及び被告本社の社員らによる告訴の妨害及び犯人隠避について本件全証拠によつても、原告の主張する大藤副部長及び被告本社の社員らの原告に対する対応に違法性があるものとは認められない。

3 よつて、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁 判 官

松本有紀子 

5

(別紙1)

C-甲3号書証

〒379-1303
 群馬県利根郡みなかみ町
 上牧3156-1
 今井豊 様

TEL: 09030871577
 〒270-1318
 千葉県印西市
 小林114-6

根本農園有限公司

TEL: 0476428356
 種子

ごわれもの
 逆さま厳禁

今井豊

偽 →

お問い合わせ番号 1399-4252-9661



受付店: 印西郵便局

YR01

真 今井豊

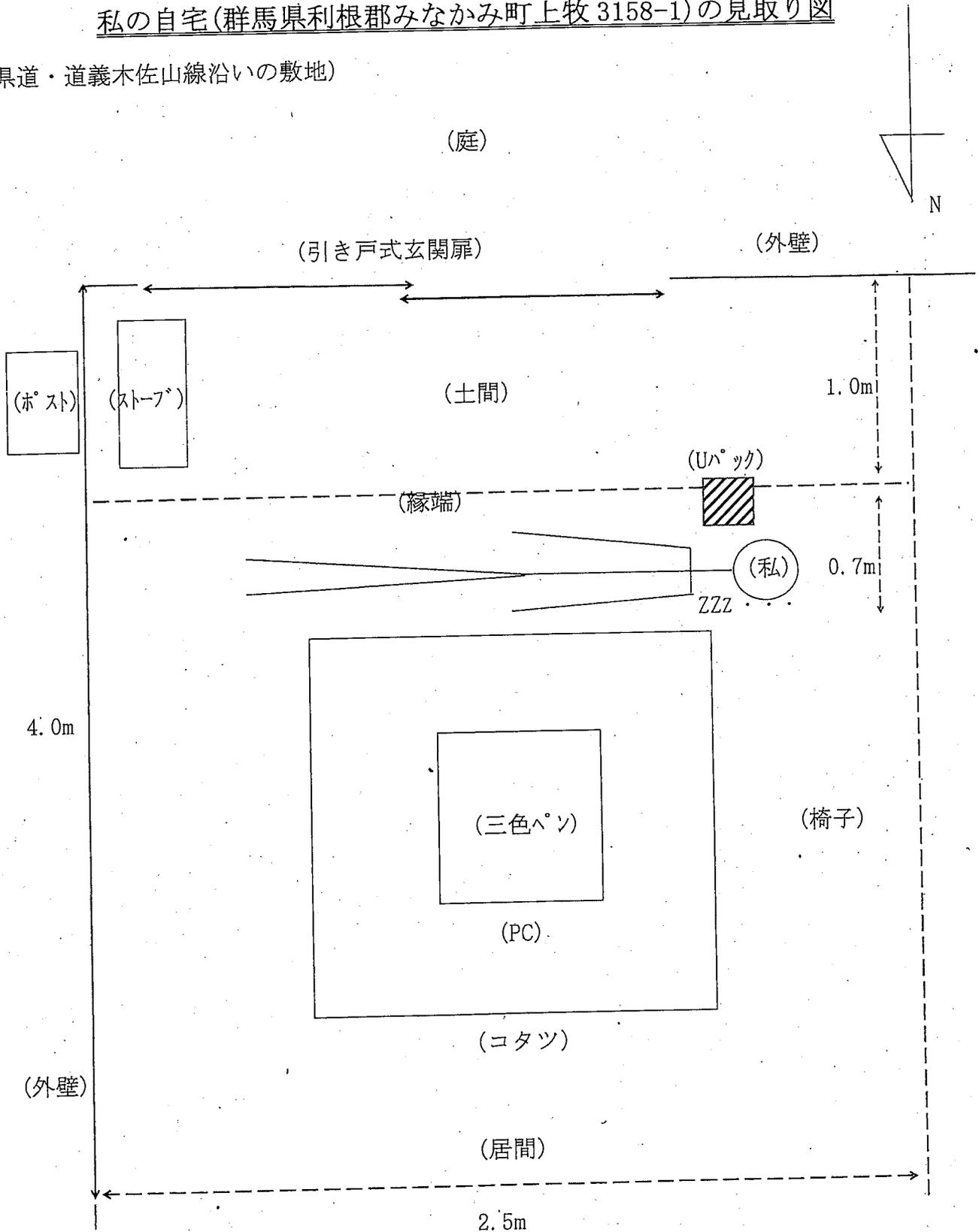
(別紙2)

甲6号書証 令和元年9月12日追加

前橋地裁 令和元年(ワ)第258号 慰謝料請求事件 被告 日本郵便株式会社

私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)の見取り図

(県道・道義木佐山線沿いの敷地)



これは正本である。

令和2年1月16日

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 岡部 佳彦

